

# 両 両 中 だ よ り

4月号 令和4年4月6日発行

ホームページアドレス: <http://www.kure-city.jp/~ryoc/>

## ◇日本一の学校へ ~こだわりと挑戦~

令和4年度がスタートします。今年度も新型コロナウイルス感染対策をしっかりと行った上で、日々の教育活動を行う必要があります。新しい生活様式を今一度徹底し、快適で心地よい学校生活を送ることができるよう、そして、充実した1年となるよう、共に学び、共に高まっていきましょう。

そこで、令和4年度を素晴らしい一年にしていくために、2点話します。

1つ目は、学校生活（学びや行事）に対して責任を持ち、その結果にも責任を持ってください。言い換えれば、「結果にこだわる」です。何事にも「1番」を目指しましょう。一人一人の頑張りが学校全体の成果となるよう、そして、日本1の学校となるよう、責任のある行動をとってください。

X-JapanのYoshikiさんは、「過程は関係ない。どんなに時間がかかっているように、どれだけ労力がかかっているように、作り上げるまでに何カ月かかっているように、出てきたものがよくなかったら俺は捨てる。それが俺のプライドだから。時間は関係ない」と言っています。

何事も、やるからには、責任を持ち、プライドを持って取り組んでいくこと、結果を出すこと、結果にこだわるのが大切であり、一人一人が結果にこだわるのが両城中学校全体の成長につながります。

2つ目は、学級や学年の目標達成に向けて、積極的に役割を引き受けたり、責任をもって関わったり、新たなことに挑んだりしてください。言い換えれば、「挑戦」です。学級や学年が高まることは、学校全体が高まります。みなさん一人一人の「挑戦」が学校全体を高めることにつながります。

松下電器の創業者で現パナソニックの松下 幸之助さんは、このように言っておられます。「世の為、人の為になり、ひいては自分の為になるということをやったら、（続けたら）必ず成就します。（成功します）」



「挑戦」に必要なのは、自分の夢を実現するのだという堅固な意志と、自分を鍛える覚悟です。どのように素晴らしい才能の持ち主でも、地道な努力がなければ夢に近づけません。目標を明確に掲げ、計画を立て、一日一日、努力を積み上げていくことが必要です。


今年度は、みなさん一人一人がしっかりとした目標掲げ、結果にこだわりながら様々なことに挑戦してほしいと思います。そして、両城中学校を「日本一」の学校にしていきましょう。

（始業式 式辞より）

校長 工藤 孝之

## 〈令和4年度教職員の異動〉

退職	工藤 孝之 校長（両城中学校再任用）	
	川空 幸男 教諭	
辞職	松本 亜佑美 教諭	
任期満了	山根 康嗣 教諭	
	大道 京子 教諭（呉市立呉中央中学校へ）	
	岡本 知幸 教諭（呉市立昭和中学校へ）	
離任	大原美由貴 学校教育指導補助員（呉市立呉中央中学校へ）	
	徳江 勝 生徒指導補助員（呉市立宮原中学校区へ）	

着任	工藤 孝之 校長（両城中学校再任用）	
	ジョーンズ・ニコラス 講師（海田町立海田中学校から）	
	渡邊 美沙緒 教諭（呉市立音戸中学校から）	

毎月第3火曜日は、「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談日」です。担当は教頭、西村、舛田、知名です。



## ◇生徒会スローガン・横断幕完成



「『輝』は、一人ひとりが輝ける学校にしたいという思いを込め、サブテーマの『Change the future』には未来を変えようという意味を持たせました。昨年は、コロナの影響でみんなが活躍する様子を見る場をつくり輝ける学校生活を送ることができるようにしたいと思いこのスローガンに決めました。生徒会は、両城中学校生徒全員で運営していくものです。生徒一人ひとりが生徒会の一員として自覚を持って行動し、よりよい学校を一緒に創っていきましょう。（生徒会長 中野 美宇）



## ◇新入生53名が入学

案内させていただいたように卒業証書授与式と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として、新入生とその保護者及び教職員のみで行います。本来であれば、ご臨席を賜り新入生の入学を祝っていただきたいところですが、感染症拡大予防を最優先しました。ご理解くださいますようお願いいたします。

## ◇名簿について

名前の文字の外字については、パソコンで表示できる文字を使用します。入試等の際には、正式な文字を手書きで使用します。ご理解とご協力をお願いします。

## ◇体育大会について

4月6日（月）から新学期が始まりました。引き続き、「学校の新しい生活様式」に基づき、感染症対策レベル2を徹底し教育活動を行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。さて、今年度の体育大会を5月14日（土）に、「学校の新しい生活様式」に基づき、午前中だけの実施を予定しています。生徒とその保護者、そして教職員のみで行います。地域の方には見ていただけないのが残念ですがご理解ください。

### 第76回入学式

新1年生53名が入学します。これからも地域のみなさまにはお世話になります。今後も温かい目で見守ってください。

呉市立両城中学校

TEL : 0823-21-4661

FAX : 0823-24-9849

メールアドレス : ryoc@kure-city.jp

ホームページアドレス :

<http://www.kure-city.jp/~ryoc/>



## ◇ 「自己を認識し、自分の進路を選択し、表現力する」

今年度、NIE (Newspaper in Education) 実践指定校として、授業等で新聞を教材として活用し、読解力や表現力を高める活動を行ってきました。「中国新聞ヤングスポット掲載作品」や「家庭科新聞」を校内に掲示していますので、学校にお越しの際はぜひご覧ください。報告書をホームページで配信しています。



昨今、新聞やテレビで報道されているように、全国的に中学生に関わる問題が多く発生しています。学校でも指導していますが、ご家庭の方でもゆっくりじっくり中学生をめぐる問題について話し合う機会をもっていただきますようよろしくお願いいたします。

これは、アメリカのマサチューセッツ州に住む女性が、13歳の息子に携帯電話を購入した際に作成し約束したスマホを使うためのルールです。

## 〈母から息子へ スマホを使うための18のルール〉

- ①このスマホは母の携帯電話です。私が購入してあなたに貸しています。
  - ②パスワードは、父と母に知らせてください。
  - ③電話が鳴ったら出てください。「もしもし」と礼儀正しく。父や母からの電話は必ず！
  - ④翌日、学校のある日は7:30PM、休日の日は9:00PMになったら、スマホは父か母に預けてください。常識的に考えて、迷惑になる時間帯には、電話もメールもしてはいけません。
  - ⑤スマホを学校に持って行かないこと。人と会っているときはメールではなく、対話でコミュニケーションをとること。
- ～ 略 ～
- ⑦スマホばかり見ていないで目線はいつも見上げていてください。鳥の声に耳を傾け、人と会話をしてください。疑問は、検索で解決せず、自分で考えてみるのが大切です。
  - ⑧あなたはそれでも間違いを犯すでしょう。その時は、スマホを取り上げます。

どうでしょうか。ぜひ今一度、スマートフォンや携帯電話をめぐる諸問題で気になることを家でも話し合ってみてください。そして、スマートフォンや携帯電話を子どもに持たせるとき、子どもとどのような約束をするか、あるいは、既に持たせている場合は、約束の内容や約束の状況を振り返ってみてください。広島県でも、携帯電話の問題から子どもを守ろう運動が展開され、わが家の「ケータイルール」を作ろうという取組や、携帯電話・スマートフォンによる通信を「午後9時以降はしない」という取組が進められています。

また、次のようなことがもしも起こった場合、この後、親としてできることは、どのようなことでしょうか。

中学生2年生になる娘は、SNSを利用して多くの友だちを交流しています。ある日、娘の友だちの親から、娘がある友だちに「ウザイ」「キモイ」「ムカツク、消えろ」「死ね」などと悪口を書き込んでいると聞きました。娘を問いただすと、「そうだよ。」と認めました。

※SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（コミュニティ型のWebサイト）  
：「LINE」「Facebook」などもその一種と定義される。

ネットトラブルから子どもたちを守り、子どもをトラブルの被害者にも加害者にもしないために何ができるか。一緒に考えていきましょう。  
また、何か

◇10円落ちていました。あなたならどうする？

～ 10円盗んで実刑1年 ～

事件は2012年5月13日午後0時15分頃に起きた。被告は、金剛峯寺の奥の院にある「織田信長供養塔」付近の無縁地蔵の前に供えられた賽銭10円をカバンに入れた。これを同寺の男性職員に見つかり、和歌山県警橋本署に窃盗の疑いで現行犯逮捕された。

逮捕当時、被告はカバンに2003円分の硬貨を所持していた。被告は「賽銭遊びで、カバンの中に硬貨を出し入れしていただけ。自分の金もある。」と、話していたという。その後の同署の調べにも「賽銭で遊んでいただけ」と供述し、否認していた。

弁護側は一審段階から被告の供述をもとに無罪の主張を続けていたが、裁判長は判決理由で「弁解は不合理で、信用できない」と窃盗の故意を認定した。一審の和歌山地裁判決では懲役1年8ヶ月（求刑懲役2年6ヶ月）であったが、二審では「10円の窃盗でこの量刑は重すぎる」としてこれを破棄。その上

で「10円とはいえ現金。利欲的な動機といえる。刑事責任は軽視できない。」として懲役1年の実刑判決をあらためて言い渡した。

たかが10円されど10円。やっぱりいけないことはいけません。

窃盗罪を犯した人は、刑法第235条により、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されるとなっています。2006年の刑法改正によって、これまで懲役刑のみだった窃盗罪に新たに罰金刑が新設されました。しかし今回のようなわずかな金額の場合、罰金刑になる場合が多いそうです。しかし今回のように、状況によっては懲役刑になることもあるようです。もしかしたら、自分が悪いのに注意されて暴言をはいたのかも・・・。

では、落ちていたお金や物を拾って自分のものにした場合はどうなるのでしょうか。その場合は遺失物等横領罪、占有離脱物横領罪となり、刑法第254条により1年以下の懲役または10万円以下の罰金、もしくは科料（1000円以上1万円未満）に処されることとなります。

いずれにしても善悪の判断ができないといけません。自分も、そして周りの人も幸せになる行動をしていきましょう。